

## 狛江市商業振興プランにおける計画期間の延伸について

「狛江市商業振興プラン」は、時代に即した市内の商業振興施策展開を図ることを目的に策定され、現行の計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間となっています。

本プランは、第3次基本構想・後期基本計画を上位計画として策定しており、その後、市では第4次基本構想に基づく前期基本計画の計画が令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間として策定されたことから、それぞれの計画期間を一致させることによって、今後上位計画との整合性を図りながら施策を推進していくため、本プランの計画期間を1年延伸します。

なお、本プランに基づく「狛江市商業振興プラン実施計画」についても計画期間を1年延伸し、平成31年度から令和6年度の6年間とします。

\* 狛江市商業振興プラン・狛江市商業振興プラン実施計画の計画期間

(現 行) 平成31年度から令和5年度まで

(延伸後) 平成31年度から令和6年度まで